

第 65 号

**令和 7 年度山梨県一般会計補正予算（第 12 号）**

令和 7 年度山梨県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 47,106 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 600,523,412 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地方譲与税		19,119,610	47,106	19,166,716
	1 特別法人事業 譲与税	17,663,000	47,106	17,710,106
歳入合計		600,476,306	47,106	600,523,412

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 農 林 水 産 業 費		33,675,775	47,106	33,722,881
	4 林 業 費	13,501,363	47,106	13,548,469
歳 出 合 計		600,476,306	47,106	600,523,412

第2表 繰越明許費補正

(単位千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
6 農林水産業費	4 林 業 費	林 政 諸 費	17,653	林 政 諸 費	18,147

第 3 表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
<p>県有地賃料額確認請求等についての民事調停申立事件（当該事件に係る民事調停が不成立となった後に提起する民事訴訟を含む。以下「民事調停申立事件等」という。）及び仮処分命令申立事件の決定に対する保全異議申立事件（保全異議申立事件の決定に対する保全抗告申立事件を含む。以下「保全異議申立事件等」という。）について調停等代理委任契約を締結すること。</p>	<p>令和 8 年度から全ての民事調停申立事件等について民事調停による調停調書が作成された日若しくは民事訴訟の第一審において和解調書が作成された日若しくは判決が言い渡された日の翌日から起算して 2 週間を経過する日又は保全異議申立事件の決定が告知された日の翌日から起算して 2 週間を経過する日若し</p>	<p>民事調停申立事件等及び保全異議申立事件等に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費、裁判所において準備書面等を謄写するための費用及び弁護士法第 23 条の 2 の規定による報告の請求に要する費用）並びにこれらの事件のそれぞれについて県が確保した経済的利益の額を基準として、旧日本弁護士連合会報酬等基準に規定する計算方法に基づき算定した報酬金（民事調停申立事件について、県が確保した経済的利益の額を基礎に旧日本弁護士連合会弁護士報酬等基準に規定する計算方法により算定した着手金の額が実際に支払った着手金の額を上回るときは、当該上回る額と報酬金を合計した金額）に当該報酬金の額に係る消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>

	くは保全抗告申 立事件の決定が 告知された日の いずれか遅い日 から 3 月後の日 の属する年度ま で	
--	---	--

提案理由

県有地賃料改定に係る調停等及び県有地転貸承諾の仮処分命令の決定に対する保全異議申立て等について弁護士との調停等代理委任契約の締結に要する予算を追加補正する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。